

政令第 号

自衛隊法施行令及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二百五十条第一項中「第九十九条の二第一項」を「第三百三十四条の三第一項」に改め、同条第二項中「法第七十六条第二項」を「同条第二項」に改め、「また」を削る。

第一百五十一条の二第一項中「第九十九条の二第一項」を「第三百三十四条の三第一項」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に

伴う航空法の特例に関する法律施行令の一部改正)

第二条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令(昭和三十四年政令第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「以下「法」という。」を「昭和二十七年法律第二百三十二号」に改め、「及び第九十九条の二(法第二項の航空機に乗り組んでその運航に従事する者以外の者の行う同条に規定する行為に適用される場合に限る。)の規定」を削る。

#### 附 則

この政令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年九月十八日)から施行する。

## 理由

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、自衛隊法施行令及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令の規定の整理を行う必要があるからである。